

# 夜間診療に関するアンケート報告書

日本臨床整形外科学会

平成19年11月

## 日本臨床整形外科学会の夜間診療に関する緊急アンケート

### 青森県八戸市の夜間救急体制 平成18年度実績

---

## 日本臨床整形外科学会、夜間診療に関する緊急アンケート

### 対象者及び方法

全国の日本臨床整形外科学会会員に対してweb上で平成19年11月6日から11月12日の1週間に渡り、夜間診療に関するアンケートを行った。有効回答数は727であった。なお項目によって有効回答数は変動する。

### 結果

- 1) 今でも多くの会員は19時近くまで診療している。
- 2) 時間外対応も55%はしている。
- 3) 現在の会員の勤務時間(N=708)は平均47.7時間/週であった。そのまま診療時間を20時まで延長した場合は54.2時間/週となる。なおこの勤務時間は、休憩時間や緊急等による時間外は入れていない。

なお他資料では厚労省「医師需給に係る医師の勤務状況調査」平成18年3月では病院常勤医師の平均勤務時間は平均で週48時間、診療所の常勤医師の平均勤務時間は週40時間とされている。一方日本医師会の2007年の調査では、1週間の勤務時間の比較(男性医師の場合)50歳代で診療所医師は54.2時間、病院勤務医師は43.7とされている。計算方法の違いはあるが厚労省の週40時間というのは、通常の標榜診療時間のみで、その前後をいれていないと思われる。著しく妥当性にかけてといわざるを得ない。

- 4) 20時まで延長した時の問題。
  - a) 管理者である医師の労働時間があまりにも過剰となる。
  - b) スタッフの確保が困難
  - c) 患者数の大幅な増加が期待できない
  - d) 経営的に成り立たない。
  - e) 地域では医師会中心ですでに夜間、休日救急を行っている。開業医がより多く担っている地域も多い。

20時まで延長してもほとんど勤務医の労働軽減にはならない。

---

## 青森県八戸市の夜間救急体制(平成18年度)

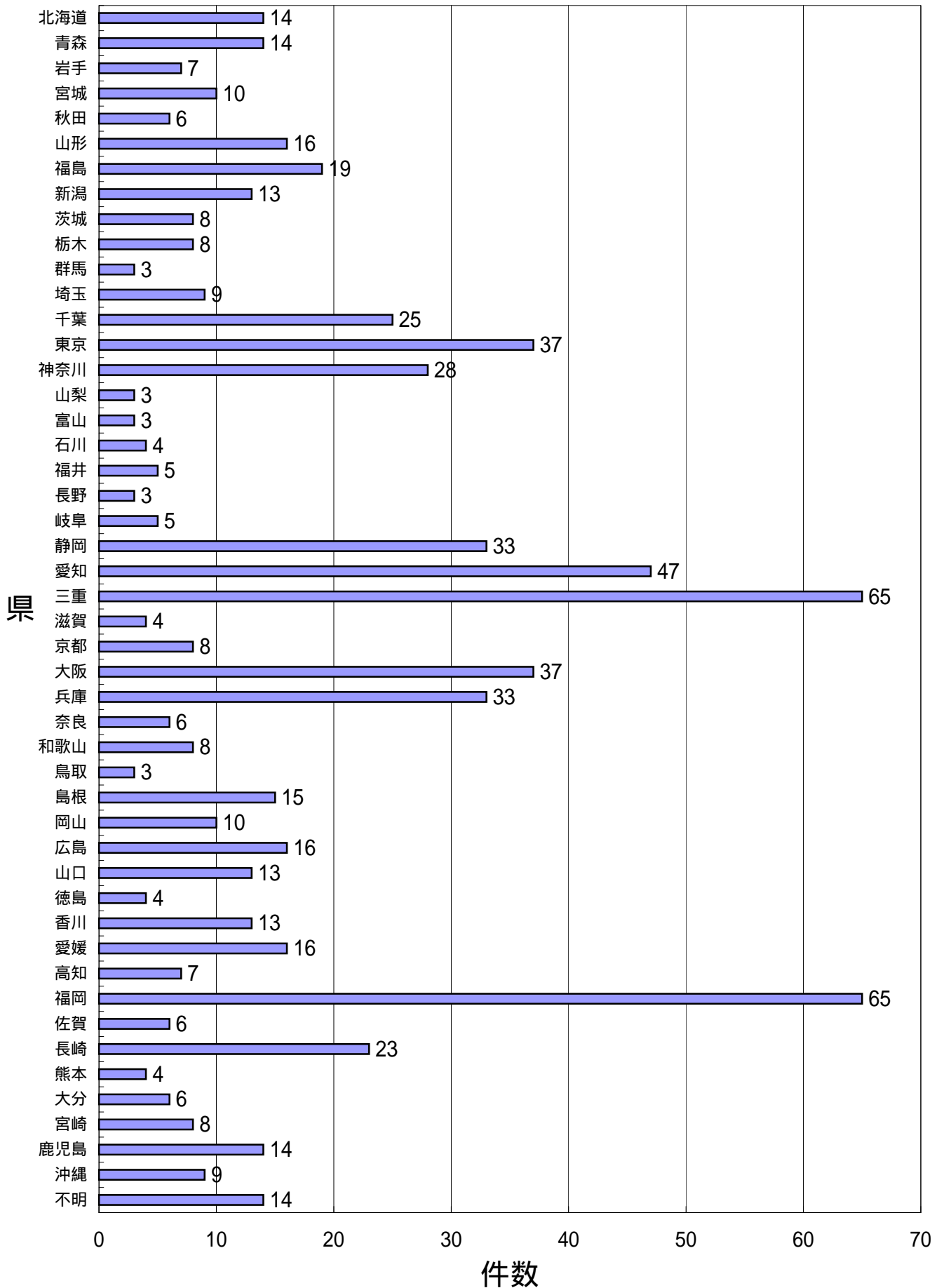
### 結果

- 1) 開業医の方が夜間救急は53%と患者数が多い
- 2) 内訳は小児科の患者が50%と多い。医療のコンビニ化が認められる。
- 3) 各医院でも独自に行っている。
- 4) 集約して行った方が、利便制はともかく効率はよい。

### 結語

夜間救急はシステムとして地域で支えるべきであり、個の診療所の犠牲の上に成り立つものではない。何よりも効率的な観点からも合理的ではない。

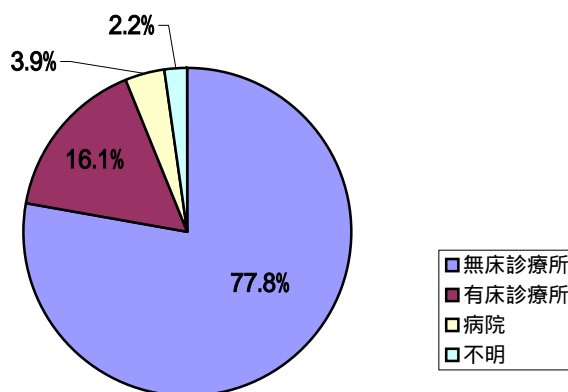
# 都道府県別回答数



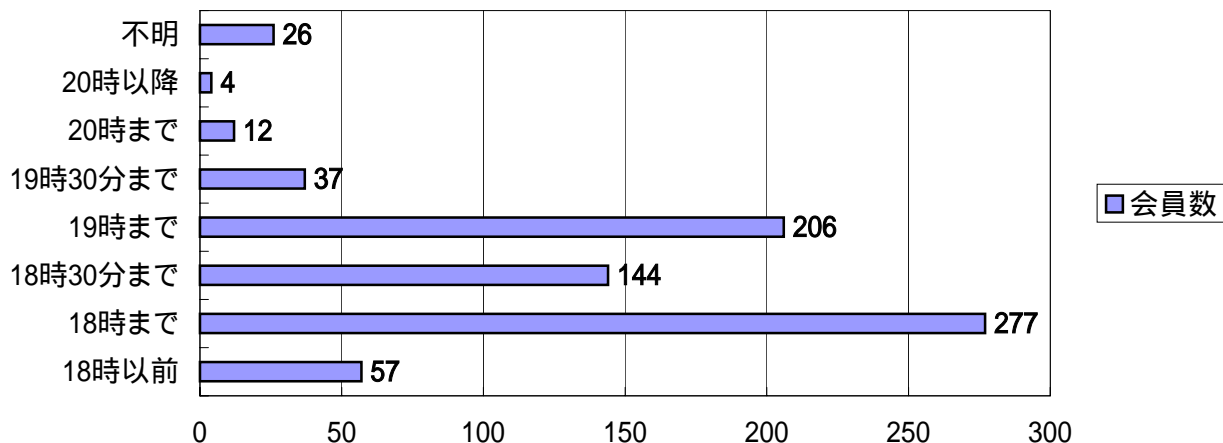
## 施設形態

1. 無床診療所	565
2. 有床診療所	118
3. 病院	27
4. 不明	17

総回答数 727



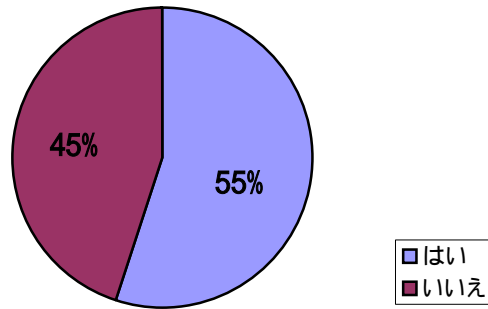
## 夕方の診療は何時までか



## 19時以降まで診療をしている施設

- 1) 東京、神奈川、埼玉、愛知、三重、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、福岡等の大都市圏に多く見られる。
- 2) 地方では19時以降診療をしている施設はほとんど見られなかった。
- 3) 19時まで診療していると回答された施設における勤務時間(46.9時間)と、平均値との差がないことから、午後の診療開始時間を遅くしていると考えられる。

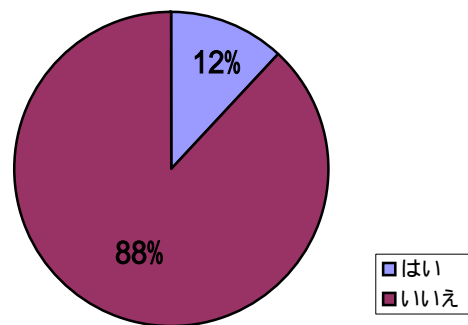
## 時間外診療に対応されていますか



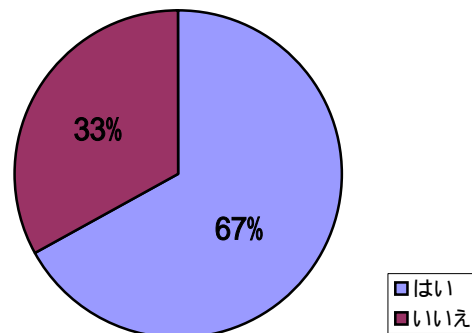
## 時間外診察を行なっているかの分析

1) 有床診療所	:	時間外を行っている	73
		行っていない	29
		有床であるため、時間外に連絡があれば対応はしている。	
2) 病院	:	時間外を行っている	22
		行っていない	2
		病院である為、当直医がいるため。	
3) 無床診療所	:	時間外を行っている	265
		行っていない	260
		行っていない会員の内自宅が別は	13

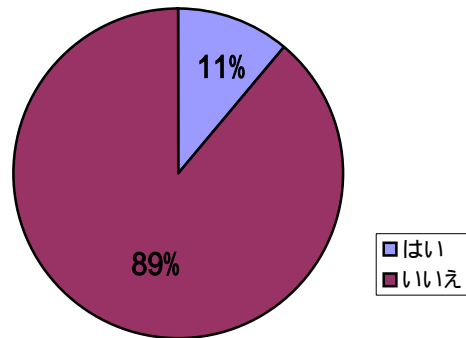
## 休日診療を行っていますか



## 診療所と自宅は別ですか

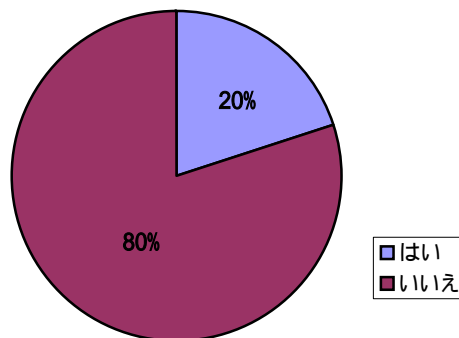


## 20時まで夜間診療時間延長の点数が 設定された場合対応しますか



---

## 20時まで診療時間を延長することは可能か

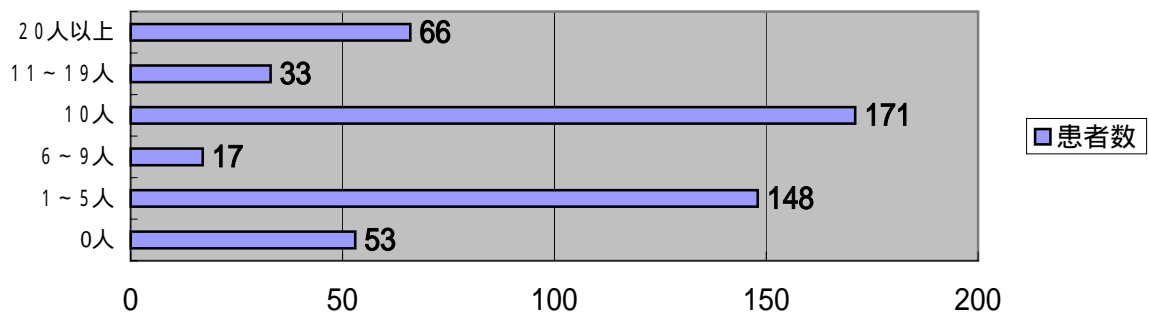


---

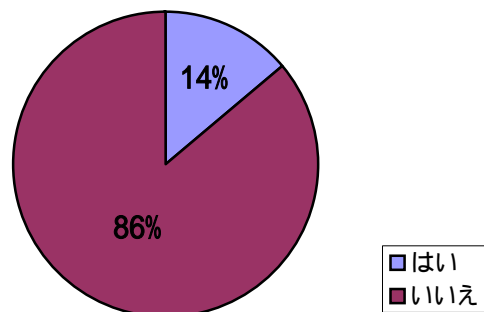
## 20時までの診療時間について

- 1) アンケートの結果20時まで診療を行うことで点数が高くなるとしても、会員の89%は対応しないとの回答であった。
- 2) 20時まで診療を延長することが可能かの問いに対する回答では、会員の80%が不可能であるとの回答であった。
- 3) この9%の差は：現在でも遅くまで診療を行っていることがこの9%の差になっていると考えられる。

## 診療時間延長での増加する患者数の予測は



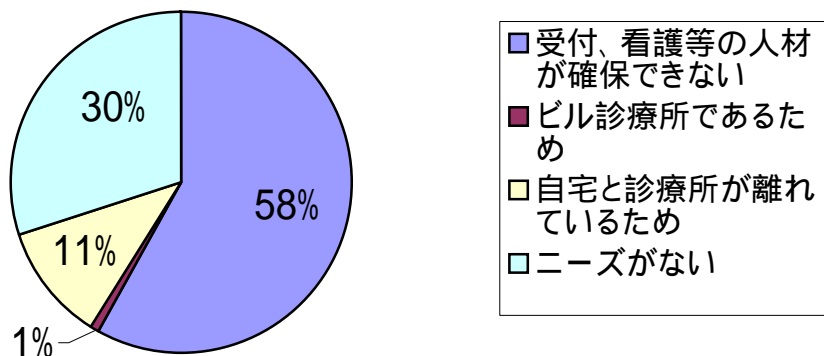
## 診療時間を延長することで収入が増えると考えますか



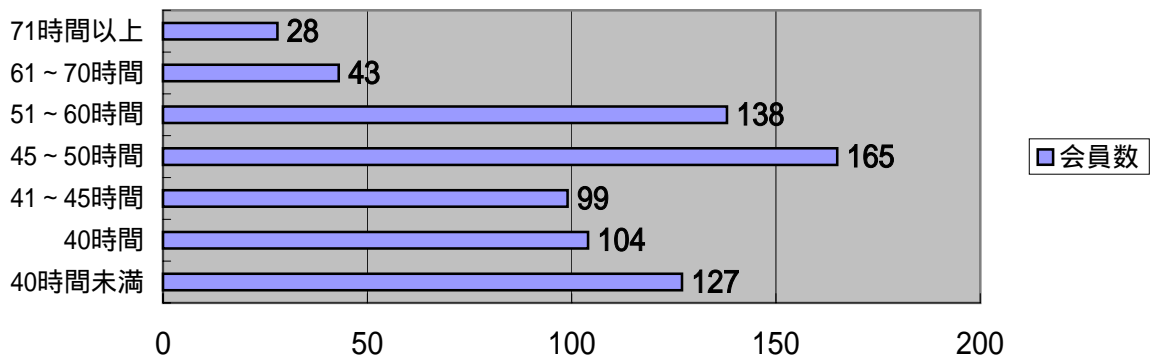
## 期待される患者数

- 1) 79.9%の会員の考えでは期待される患者数は10人以下である。増加が認めれないと考えられる会員も53名(10.1%)ある。
- 2) 10名以下の患者のために、受付、看護師リハビリスタッフを雇用することは困難である。
- 3) よって収入が増えると考える会員は14%に過ぎない。

## 診療時間延長が出来ない理由は

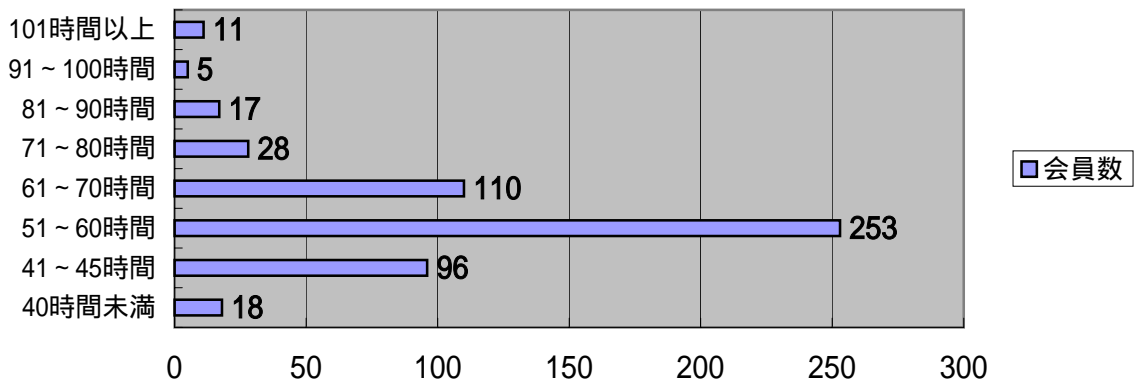


## 現在の労働時間は週何時間ですか



- 1) 労働基準法において従業員の勤務時間は週40時間とされている。会員の勤務時間がほとんど40時間を越えているとの回答であり、その中で従業員の勤務時間を調整しているはずである。
- 2) この中で、新たな診療時間の延長をする為には新たな雇用が必要となることは明白である。
- 3) 看護師に関しては7対1問題より現在においても雇用が難しい状態であり、新たな夜間の雇用はさらに困難であると考えられる。

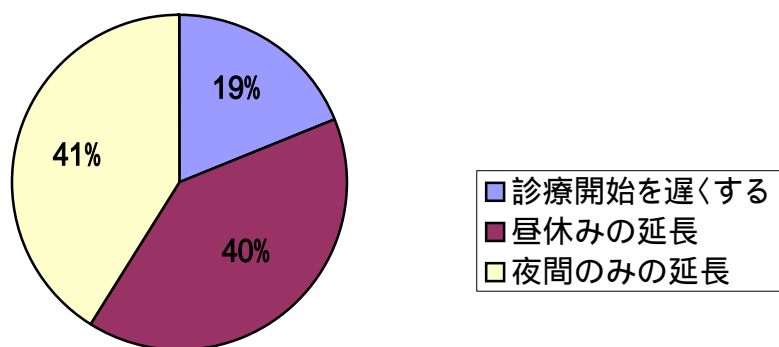
## 20時まで診療を行うと労働時間はどうなりますか



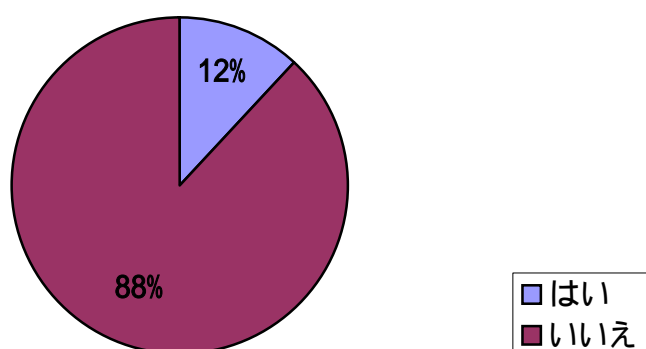
- 1) 20時まで診療を行うと、当然のことに勤務時間の延長となる。
- 2) 週40時間の労働基準法を考えると、延長する為には、開始時間を遅らせたり、昼休みを短くするしかない。
- 3) しかし会員の41%は夜間の診療時間のみ延長するとの回答であり、週当たりの勤務時間の延長となり労働基準法的に問題が生じると考えられる。



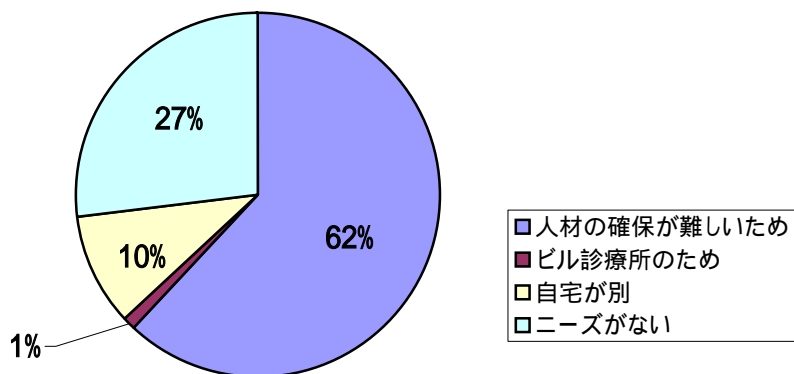
## 20時まで診療を行う為の具体策は



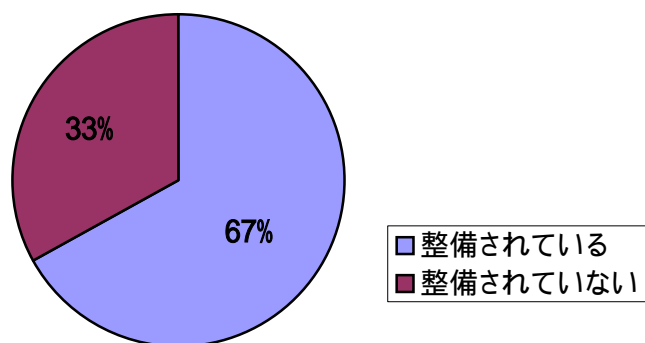
## 休日診療を行うことは可能ですか



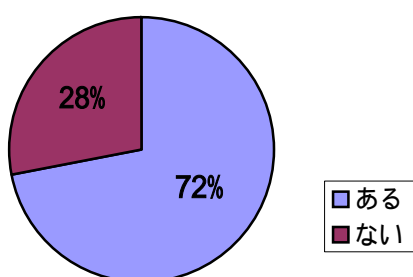
## 休日診療を行うことが出来ない理由



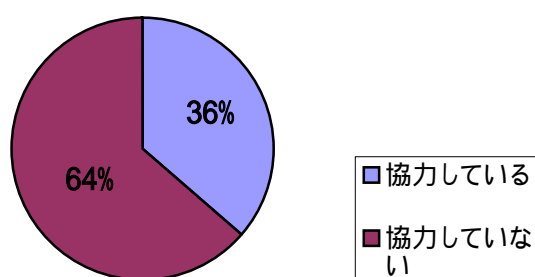
## 地域での夜間救急体制が整備されているか



## 休日または夜間急患診療所について



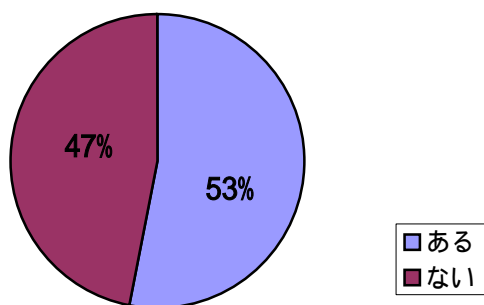
急患診療所があるか



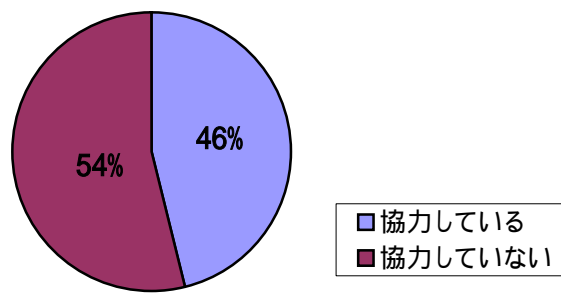
協力しているか

1) 夜間急患診療所に協力していると回答された会員は36%であるが、出来ない理由として 会員が高齢であること、自院の診療時間が遅くまでかかるため協力できない等の意見であった。

## 休日在宅診療所当番制について

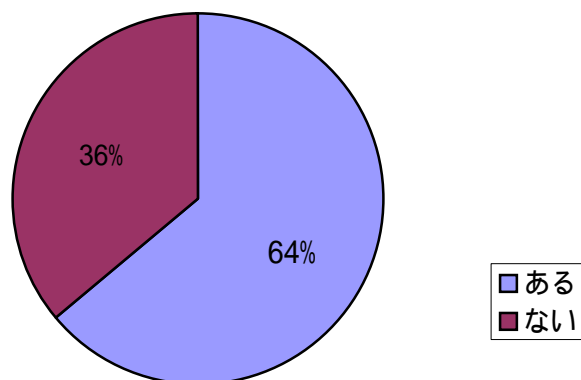


休日在宅診療所当番制があるか



協力しているか

## 病院の輪番制はありますか



### 参考資料

1) 第3回社会保障審議会医療部会資料平成19年10月31日

<http://www.whaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=121983>

厚生省「医師需給に係る医師の勤務状況調査」平成18年3月

病院常勤医師の平均勤務時間は平均で週48時間

診療所常勤医師の平均勤務時間は週40時間

2) 開業医の労働時間: 日本医師会

<http://www.med.or.jp/shirokuma/no745.html>

[http://www.med.or.jp/teireikaiken/20071010\\_2.pdf](http://www.med.or.jp/teireikaiken/20071010_2.pdf)

1週間の勤務時間の比較(男性医師の場合)

50歳代

診療所医師 54.2

病院勤務医師) 43.7

3) 日本医療労働組合連合会「医師の労働実態調査」中間報告

2007年2月19日

[http://www.irouren.or.jp/jp/html/menu6/pdf/070219\\_ishi\\_no\\_rodjittai\\_tyousa.pdf](http://www.irouren.or.jp/jp/html/menu6/pdf/070219_ishi_no_rodjittai_tyousa.pdf)

25道府県約150施設1,036名の医師

「週の労働時間」も平均は58.4時間だが、「65時間以上」が32.7%

と3分の1をしめた。

日本医療労働組合連合会

<http://www.irouren.or.jp/>

4) 平成19年6月1日衆議院厚生労働委員会

[http://homepage3.nifty.com/akira\\_ehara/tomioka.htm](http://homepage3.nifty.com/akira_ehara/tomioka.htm)

厚生労働省におきましては、一昨年に、需給に関する検討会の中で、医師の勤務状況を把握するためにアンケート調査を行ったところでございます。その結果によりますと、常勤の病院勤務医の一週間当たりの勤務時間は、休憩等に当てた時間も含めまして病院に滞在したすべての時間を合計いたしますと、平均で約六十三時間でございます。

この調査結果は、約四千人の常勤の病院勤務医に対して行ったものでございまして、回答した医師が属する医療機関や診療科によって程度の差はあると思われましても、この結果によりまして、病院勤務医の厳しい勤務環境の一端が示されているのではないかと考えております。

5) 厚生労働省: 比較のための一般企業の労働時間調査

労働経済動向調査

毎月勤労統計調査

<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/index.html>

平成18年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z06/index.html>

-----  
青森県八戸市の救急体制について  
-----

1. 一時救急医療体制(軽い発熱や腹痛など)

八戸市休日夜間救急診療所

場所 : 八戸市根城8丁目8-39(八戸市総合福祉会館の裏)

電話 : 0178-22-2277

診療時間 :

平日午後7:00~午後11:00

休日正午~午後11:00

(12月31日~1月3日までは休日と同じです)

診療科 : 内科・外科・小児科

但し、在宅当番医が小児科の場合は不在となります

在宅当番医(市内の開業医が、一時救急患者を対象に毎日交替で診療しています)

当日の在宅当番医の情報は、消防情報案内でお知らせしています

消防情報案内0178-22-2111

診療時間: 平日午後7:00~午後11:00

休日(昼)午前9:00~午後6:00

休日(夜)午後7:00~午後11:00

2. 二次救急医療体制(入院が必要な大きなけがや病気)

市内5カ所の病院が輪番制で診療をしています

・八戸市立市民病院

・八戸赤十字病院

・青森労災病院

・シルバー病院

・八戸城北病院

3. 三次救急医療体制(意識不明、呼吸停止状態など緊急な状態)

八戸市立市民病院の救命救急センターで診療しています

-----  
八戸地区の夜間救急実績(平成18年度)

1) 開業医の方が夜間救急は53%と患者数が多い

2) 内訳は小児科の患者が50%と多い

3) 各医院でも独自に行っている。

4) 集約して行った方が利便制はともかく効率はよい。

病院: 診療所(急病診療所+在宅) = 21346人: 23792人 =  
47%: 53%

休日夜間診療所(23時まで。平日、日、祭日)

19304人/平成18年

内科系79.7%

外科系19%

内科、外科、小児科、毎日3人体制

在宅当番医制度(23時まで: 平日、日、祭日)

利用患者数4488人/平成18年

小児科50%

内科32.4%

その他17.6%

輪番病院(5病院;含む3次救急)

21346人/平成18年

## 参考資料

- 1) 保険業務概要平成19年版(平成18年実績)  
八戸市健康福祉部健康増進課  
<http://www.orth.or.jp/lsikai/hachinohe/h19/hachiqq1.pdf>
- 2) 救急統計平成18年  
八戸市地域広域市町村圏事務組合消防本部  
<http://www.orth.or.jp/lsikai/hachinohe/h19/hachiqq2.pdf>
- 3) 医師会と救急医療に関する調査結果について  
<http://www.med.or.jp/shirokuma/no704.html>  
[http://www.med.or.jp/teireikaiken/20070725\\_2.pdf](http://www.med.or.jp/teireikaiken/20070725_2.pdf)